



「おたすけAED事業」の概要について

1 目的

市民が事故や急病で心臓が停止する状態になった場合（以下「救急事故」という。）に、救急車が到着するまでの間、消防指令センターからの要請により、事業所が所有又は管理している自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸出すなど、事業所の協力によって市民を救命できる体制を構築し、安全で安心なまちづくりを推進します。

2 協力事業所

救急事故のとき、AEDの貸出しを行うなどの協力の意向があり、事業所の名称、所在地及び電話番号等の情報を消防通信指令システムに登録している事業所とします。

3 協力要領

救急事故のとき、次の（1）又は（1）及び（2）のとおり、AEDを救命活動に使用します。

- （1）消防指令センターからの要請により、救急事故の関係者又は協力者等に対して、事業所のAEDの貸出しを行っていただきます。
- （2）消防指令センターからの要請により、事業所の従業員がAEDを救急事故現場に持参し、可能なときはAEDの操作を行っていただきます。

4 協力範囲

救急事故現場から、概ね半径50メートルの範囲を目安として、協力を要請します。

5 AEDの補償等

- （1）消防指令センターの要請によって、市民にAEDの貸出し等を行ったことにより故障又は破損、若しくはパッドが消耗したときは、AEDの補償は消防局が行います。
- （2）AEDの補償等の内容は、当該AEDが故障又は破損したときの修理、若しくは使用したパッドの交換とします。
- （3）上記の補償等が必要なときは、消防局救急課までご連絡ください。

6 お問い合わせ先

北九州市消防局救急課 582-3820

「おたすけAED事業」のイメージ

